

京都市告示第546号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和4年12月20日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人侑真会 むらにし クリニック	北区衣笠御所ノ内町31 アクエルド金閣寺1F	令和4年11月1日
伊吹クリニック	北区紫竹下芝本町29	令和4年12月1日
医療法人眞助会 なかつる 内科クリニック	上京区堀川通一条上る清明町811	令和4年11月1日
医療法人宥信会 池田内科 御池クリニック	中京区麩屋町通御池上る上白山町 258-1	令和4年11月1日
医療法人社団青洛会 かみ うち内科クリニック	中京区西ノ京星池町222	令和4年11月1日
さちこ女性クリニック	左京区松ヶ崎芝本町4番地3 ブランドール北山1階	令和4年12月1日
医療法人 にしかわクリニ ック	右京区西京極東池田町1-2 シオン桂1F	令和4年11月1日
上賀茂薬局	北区小山西玄以町26番3	令和4年11月1日
訪問看護ステーションやく しやま	北区大宮薬師山西町15番地	令和4年11月1日
訪問看護ステーションテイ クケアナース	伏見区石田内里町80-2	令和4年11月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)